

## 会議の要旨（議事録）

会議の名称	第3回鳥栖市男女共同参画懇話会		
開催日時	令和6年11月1日 (金曜日) 14:00～15:30	開催場所	鳥栖市役所 3階第1会議室
出席者数	委員 10人 事務局 3人	傍聴人数	0人
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 議 事               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和5年度第3次鳥栖市男女共同参画行動計画 取組状況報告について意見交換</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>3. 閉 会</li> </ol>		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A・Bグループのワークシート</li> <li>・ A・Bグループの検討するにあたっての参考資料（以下の前回の資料を使用）</li> </ul> <p>【前回の資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度第3次鳥栖市男女共同参画行動計画 ……資料3</li> <li>・ 第3次鳥栖市男女共同参画行動計画</li> <li>・ 第3次鳥栖市男女共同参画行動計画 概要版</li> </ul>		
所 管 課	(課名) 市民協働課		(電話番号) 85-3508

### 第3回鳥栖市男女共同参画懇話会議事録

#### 1. 開会

○市民協働課長

#### 2. 議事

(1) 令和5年度第3次鳥栖市男女共同参画行動計画取組状況について意見交換  
《グループA》

協議テーマ：基本目標1 人権に基づく男女共同参画の意識の形成

- ・主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進
- ・主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

#### ●【事業番号1】人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習

〈課題〉

- ・現状として、1日に家事に費やす時間には、男女差がある。
- ・男性の家事に費やす時間が少なく、男性の意識を変えていく必要がある。

〈意見〉

- ・こどもの頃から、家事は男女関係なく担うべきである、との考えを持てるように教育が必要。
- ・男性が家事に参画しようとする際に、女性が家事の仕方に指摘を入れるなど、男性の家事参画を阻んでいる場合もあるため、男性の意識を変えると同時に、女性の意識を変える必要がある。

〈理想像〉

- ・社会全体で、家事を男女関係なく担っていくこと。

#### ●【事業番号2】教職員の研修の実施／話し合いの場の確保

〈課題〉

- ・報告書の成果・課題の欄に、「セクハラ事案は発生していない」と記載されているが、発覚していないだけで、実際には発生している可能性がある。

〈意見〉

- ・被害者がセクハラ被害を受けていることに気づいていない場合や、組織がセクハラ事案が発生していることに気づいていない場合もあるのではないかと。特に、こどもが被害を受けている場合、そのことに気付いていないということも大いにあり得るのではないかと。
- ・こどもの頃からの教育で、どのようなことがセクハラ被害にあたり、被害にあつたらすぐに相談しなければならない、ということをお教える必要がある。

〈課題〉

- ・報告書の実施状況の欄に、「市内小中学校ではセクハラ相談体制が整備されている」とだけ記載されているが、相談体制は、相談があつた際に十分に機能することが重要なので、そこまで記載したほうが良い。

#### ●【事業番号4】職場体験の充実／進路指導の充実

〈課題〉

- ・これまで男性中心に担われてきた職業に、女性が参入することは大事だが、同時に、女性中心に担われてきた職業に男性が参入していくことも重要。

〈理想像〉

- ・男女問わず、自分が就きたい職業に就くことができる社会の実現。

#### ●【事業番号13】男女共同参画週間における特集／男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR／各種啓発資料の作成・配布

〈課題〉

- ・市の公式ラインがあるが、なかなか活用が進んでいかない。
- ・男女共同参画に関する各種セミナーを開催しても、参加者が少なく、人集めに苦労している。

〈意見〉

- ・ラインに限らず、提供された情報に興味がない場合は、見られないことが多いが、まずは、ラインの登録者を増やして、情報を受け取る人を増やしていく必要がある。
- ・高齢者が情報を受け取りやすくする必要がある。
- ・セミナーのタイトルに、大きく「男女共同参画」等を記載すると、堅苦しさが感じられてしまう。セミナーの内容が、より分かりやすく、興味を持ってもらえるような広報をする必要がある。

《グループB》

協議テーマ：基本目標3 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

- ・主要施策1 あらゆる分野での男女共同参画の促進
- ・主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

●【事業番号 82】男性職員の育児休業出産補助休暇等の取得の周知／職員のノー残業デーの推進／職員の育児短時間勤務制度の活用

〈課題〉

- ・鳥栖市の男性職員の育休取得率はR5年度実績が対象者の50%であり、100%ではない。民間企業も含めた社会全体で、周囲の理解がないことや、職場の人手不足、周囲に男性で育休を取った人がいないなど、男性が育児休業を取りづらい状況がある。

〈意見〉

- ・職場が、育児休業の職員の代わりに業務を行う周囲の職員に対して、評価や査定に判定に加え、インセンティブを与える。
- ・国は育児休業の制度を男性は必ず育児休業を取ることを義務づけて強制力を与える。
- ・育児休業を取得する職員への理解を深めるために管理職等の上司に対する啓発研修・出前講座を実施。

〈課題〉

- ・長時間残業、サービス残業が多く、男性が家事・育児に関われない。育児休業がとれない。

〈意見〉

- ・部署内の職員全員の残業時間を部署内の職員が共有し、残業時間が多い職員に対しては他の職員が手伝う体制を作る。手伝った職員の評価や査定に反映して、インセンティブを与える。

〈理想像〉

- ・男性がみんな育児休業を取れるようにすること。
- ・誰もがワークライフバランスを実現できる社会を実現すること。

●【事業番号 68】女性職員の管理職への登用

〈課題〉

- ・市の女性の管理職が少ない。背景には女性が責任のある仕事につきたがらない傾向が考えられる。また、女性が家庭と仕事を両立しにくい環境もその背景にはある。

〈意見〉

- ・男女ともに育児休業等を取りやすいようにするために、職場の長時間残業等の是正をする等の働き方に関する制度改正を国が実施する。
- ・第1子が保育所を利用していても、女性が第2子出産で育児休業をとると第1子は保育所から幼稚園に変わらないといけないと聞いた。環境が変わるのは子どもにとって好ましくないので、保育所をそのまま継続して利用できるような柔軟な制度・対応にできないのか。
- ・病児保育等の制度はあるものの、受入人数や施設数が少ないので利用しづらい。

〈理想像〉

- ・女性の管理職を増やすこと。

(2) その他

- ・前回会議で質問があった、障害者虐待防止センターの相談人数について事務局より説明。報告書19pの事業番号47、庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保(高齢障害福祉課所管)に記載がある、障害者虐待防止センターの延べ相談件数について、相談者の実人数は、令和5年度の実績で4人である旨を説明した。

4. 閉 会  
○市民協働課長